



平成 18 年 12 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ラ イ ブ ド ア  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 平 松 庚 三  
問 い 合 わ せ 先 経 営 企 画 管 理 部 長 落 合 紀 貴  
(TEL. 03 - 5788 - 4753)

外部調査委員会による中間報告書に関するお知らせ

株式会社ライブドア第 11 期定時株主総会にてご報告させて頂きました、外部調査委員会による中間報告書を添付のとおり開示させて頂きます。

尚、今後の調査により、最終報告書を受領次第、改めて開示をさせて頂く所存でございます。

以 上

添付

## 中間報告書

平成 18 年 12 月 22 日

株式会社ライブドア

外部調査委員会

# 中間報告書

平成 18 年 12 月 22 日

株式会社ライブドア  
代表取締役社長 平松 庚三 殿

## 外部調査委員会

委員長 弁護士 川 端 和 治

委員 弁護士 田 中 豊

委員 弁護士 上 柳 敏 郎

委員 弁護士 笠 井 治

委員 弁護士 下河邊 和 彦

当委員会は、貴社より、平成 18 年 2 月 13 日及び同年 3 月 14 日付起訴状記載の公訴事実に係る貴社の旧経営陣等の貴社に対する民事責任の有無等に関する調査を囑託されたので中間報告として、平成 18 年 12 月 22 日現在における調査結果を以下のとおり報告する。

## 第1 外部調査委員会の調査対象

株式会社ライブドア（以下、商号変更の時期を問わず「ライブドア」という。）の取締役会は、当職ら 5 名の委員をもって構成する外部調査委員会（以下「本委員会」という。）に対し、下記の事項の調査を委嘱した。

### 記

- (1) 平成 18 年 2 月 13 日付け起訴状記載の公訴事実に係る旧経営陣等に対する損害賠償請求の可否及びその内容
- (2) 平成 18 年 3 月 14 日付け起訴状記載の公訴事実に係る旧経営陣等に対する損害賠償請求の可否及びその内容
- (3) 上記(1)及び(2)の公訴事実に起因して生じたライブドアの損害の存否及び範囲
- (4) 上記(3)の損害につき、ライブドアが旧経営陣等の責任を追及する訴えを提起することの是非及び被告とすべき者の範囲
- (5) その他上記(1)ないし(4)に関連する事項

## 第2 現時点における調査状況

本委員会は、調査を補佐するため、6名の弁護士を幹事に委嘱した上で、本委員会発足後、現在までに 7 回にわたり委員会を開催し、①刑事裁判の傍聴記録の検討、②従業員等の関係者からの事情聴取、③公認会計士からの意見聴取、④ライブドアから押収された証拠資料の一部の謄写及び検討等を行った。

本委員会は、ライブドアからの委嘱事項について、平成 18 年 12 月末を目処として最終的な報告を行うことを予定していたが、①写しを含めたほとんどの社内資料が検察庁に押収されていたため、客観的証拠に基づく調査を速やかに開始することができず、現在も基本的に同様の状況にあること、②ライブドアが被告人となっている刑事裁判記録を本委員会が使用することは、刑事訴訟法が禁ずる開示証拠の目的外利用に該当するおそれがあるため、同記録を本委員会の目的のために利用できないこと、③当初は、大筋で起訴事実を認めている堀江貴文氏（以下、「堀江」という。）以外の刑事被告人について、平成 18 年中に第一審判決がなされるであろうとの見込みであり、これらの判決が確定した後に刑事裁判記録の閲覧・謄写を行う予定であったが、すべての被告人について、平成 19 年 3 月頃に判決がされることになったため、刑事裁判記録の閲覧・謄写ができなかったこと等から、現時点において、本委員会として事実を認定し、最終的な報告を行うに足る資料を入手できていない。

そこで、本報告書においては、現時点までに、本委員会が入手した資料のみからでも明らかである事項に基づいて検討した結果ないし法的論点に関する整理につき中間

報告を行うこととする。

### 第3 現時点における調査結果

#### 1. 平成18年2月13日付け起訴状記載の公訴事実（偽計・風説の流布）

##### (1) 行為の概要

偽計・風説の流布に問われている行為の概要は、以下のとおりである。

バリュークリックジャパン株式会社（後の株式会社ライブドアマーケティング。以下、商号変更の時期を問わず「ライブドアマーケティング」という。）株式の売買のため及びライブドアマーケティング株式の株価の維持上昇を図る目的で、以下の行為を行った。

##### ① 株式交換比率の算定方法についての虚偽開示

平成16年10月25日、株式会社マネーライフ（以下「マネーライフ」という。）の企業価値を過大に評価したものであったにもかかわらず「株式交換比率（1対1）については、第三者機関が算出した結果を踏まえ両者間で協議の上で決定した」旨等の虚偽の内容を含む事実を公表した。

##### ② 交換比率の訂正の開示

平成16年11月9日、ライブドアマーケティングの株式100分割に伴い、上記交換比率を1対100に訂正する旨の事実を公表した。

##### ③ 架空売上の計上の開示

平成16年11月12日、ライブドアマーケティングのキューズ・ネット株式会社（以下、「キューズ」という。）に対する架空売上（1.05億円）の計上を公表した。

##### (2) 検討すべき論点

「偽計」とは、「他人を錯誤に陥れるような手段、誘惑、陰険な手段を用いる詐欺的行為」、「風説」とは、「合理的な根拠のない噂」とされている（河本一郎＝大武泰南「証券取引法読本〔第7版〕」（有斐閣・2005）340頁）。

そこで、上記①ないし③の行為が「偽計」又は「風説」に該当するかが検討すべき論点となる。

##### (3) 論点についての検討

上記①については、宮内亮治氏（以下、「宮内」という。）らの指示の下、ライブドアの従業員がマネーライフの企業価値を過大評価した上で作成した株式交換比率算定報告書に、日本 M&A マネジメント株式会社（以下、「JMAM」という。）が押印したに過ぎないものであるにもかかわらず、あたかも第三者機関が公正に企業価値を評価したかのようなリリースをした点が虚偽であるとも考えられるが、他方で、同様の書面について依頼者の意見が影響することは通常の態様であり、ライブドアの従業員がドラフトしたものであっても、JMAM がその内容を妥当と判断して納得して自己名義の算定書としたのであるから、開示に虚偽はないとの考え方もありうるところであり、さらに各当事者の意図などの証拠に基づく検討が必要である。

②については、この行為をとらえて偽計・風説の流布に該当するといえるかについては①の行為の評価と同様の検討が必要である。

③については、現時点において、架空性について判断するに足りる証拠を入手できていない。

## 2. 平成 18 年 3 月 14 日付け起訴状記載の公訴事実（有価証券報告書虚偽記載）

### (1) 行為の概要

有価証券報告書の虚偽記載に問われている行為の概要は、以下のとおりである。

以下の記載をした有価証券報告書を平成 16 年 12 月 27 日に提出したこと。

#### (a) 堀江から貸株を受けたライブドア株の売却益の収益計上

①堀江が、株式会社ライブドアファイナンス（以下、商号変更の時期を問わず「ライブドアファイナンス」という。）が出資する M&A チャレンジャー1 号投資事業組合（以下「チャレンジャー」という。）に対して貸株を行い、②チャレンジャーが VLMA1 号投資事業組合（以下「VLMA1 号」という。）に対して、同貸株を現物出資し、③VLMA1 号が同貸株を市場で売却したことによる売却益（約 8 億 4673 万円）を、ライブドアの連結会計において、収益計上したこと。

#### (b) 株式交換により発行されたライブドアの新株の売却益の収益計上

①クラサワコミュニケーション株式会社（以下「クラサワ」という。）及びウェブキャッシング・ドットコム株式会社（以下「ウェブ」という。）をライブドアが株式交換により買収する際に発行されるライブドア株をチャレンジャーが取得し、②チャレンジャーが、同株式を VLMA2 号投資事業組合（以下「VLMA2 号」という。）に対して現物出資し、③

VLMA2 号が同株式を市場で売却したしたことによる売却益（約 29 億 2026 万円）を、ライブドアの連結会計において、収益計上したこと。

(c) 架空売上の計上

①キューズに対するメディア事業部の広告プロモーション費（1.35 億円）、②キューズに対するライブドアマーケティングのメディア広告費、メール広告費及びコンサルティング費用（1.05 億円）、③キューズに対するモバイル事業部のモバイルソリューション費及びモバイルマーケティング・コンサルティング費（2.1 億円）、④株式会社ロイヤル信販（以下「ロイヤル」という。）に対するメディア事業部の広告プロモーション費（3.15 億円）などの架空の売上（合計 15 億 8000 万円）を計上したこと。

(2) 検討すべき論点

(i) 上記(1)(b)に関する論点

自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準（以下、「基準」という。）21 項によると、「自己株式処分差益は、その他資本剰余金に計上する。」とされている。そして、基準の 30 項によると、「連結子会社における親会社株式の売却損益は、親会社における自己株式処分差額の会計処理と同様（第 21 項から第 24 項参照）とする。」とされている。

したがって、各ファンド（チャレンジャー、VLMA1 号及び VLMA2 号）がダミーでありライブドアファイナンスと同一とされる場合やライブドアの連結対象となる場合には、各ファンドによる LD 株の売却益を LD が連結会計において収益計上することが違法となりうる。

よって、上記②に関しては、各ファンドがダミー又は連結対象であるか、が検討すべき論点となる。

なお、子会社による親会社株式の取得は違法（旧商法 211 条の 2）となるところ、このような違法行為により取得した親会社株式の売却益に関する会計処理については、会計基準等に定められていない。

したがって、本件において、各ファンドがダミーであり、ライブドアファイナンスと同一とされた場合には、子会社による親会社株式の取得となることから、子会社が違法に取得した親会社株式の売却益を親会社の連結会計において収益計上することが違法かも検討すべき論点となる。

(ii) 上記(1)(a)に関する論点

平成16年9月期における一般的な借株の処理については、金融商品会計に関する実務指針（以下、「指針」という。）が適用される（指針27項参照）。

しかし、指針3項によると、指針の対象となる「金融商品」とは金融資産、金融負債等を総称したものとされており、指針4項によると、「金融資産とは、・・・他の企業の株式その他の出資証券である。」とされているところ、自己株式は「他の企業の株式」ではないため、自己株式を借株した際の会計処理については、指針が直接適用されるわけではない。他方で、自己株式を借株した際の会計処理について定めた他の会計基準等も存在しない。

したがって、本件においては、自己株式を借株した際の明確な会計基準等が存在しない中で、親会社株式を借株して売却した利益を親会社の連結会計において収益計上することが違法かが検討すべき論点となる。

### (iii) 上記(1)(c)に関する論点

上記(1)(c)のうち、①②④については刑事裁判において架空性が争われているため（うち①④は期ズレに過ぎないと主張されている。）、証拠による認定が必要となる。

## (3) 論点についての検討

### (i) 上記(2)(i)の論点についての検討

#### (a) 各ファンドがダミー又は連結対象であるか。

ファンドが連結対象となるための要件は以下の通りである（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則8条4項1号、3号）。

- ① ファンドの業務執行組合員とライブドアファイナンスとの間に出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることによりライブドアファイナンスの意思と同一の内容の業務執行権を行使すると認められる。
- ② ファンドの業務執行組合員がライブドアファイナンスの意思と同一の内容の業務執行権を行使することに同意している。

しかし、現時点においては、各ファンドがダミー又は連結対象であるかを判断するに足りる証拠を入手できていない。

(b) 子会社が違法に取得した親会社株式の売却益を親会社の連結会計において収益計上することが違法か。

本委員会が意見聴取した公認会計士によると、無効な行為により生じた利益であったとしても、当該利益が会社に帰属することが法的又は実質的に確定した場合には、当該利益が会社に帰属したものであるとして会計処理を行うべきであり、資本剰余金として会計処理をすべきであるとのことであり、また、刑事裁判において証人として出頭した伊藤眞・慶応大学商学部教授の証言も同様の意見であった。

しかし、両者と異なる見解に基づいた会計処理が違法であるとまで言えるかについては、さらに検討が必要である。

(ii) 上記(2)(ii)に関する論点（親会社株式を借株して売却した利益を収益計上することが違法か）についての検討

本委員会が意見聴取した公認会計士によると、借株（親会社株）の売却益については、当該取引を資本取引であるとして認識することが適切であり、資本剰余金として会計処理をすべきであるとのことであり、また、刑事裁判において証人として出頭した伊藤眞教授の証言も同様の意見であった。

しかし、両者と異なる見解に基づいた会計処理が違法であるとまでいえるかについては、さらに検討が必要である。

(iii) 上記(2)(iii)に関する論点（売上の架空性）についての検討

現時点においては、刑事裁判において争われている売上の架空性を認定するに足りる証拠は入手できていない。

### 3. 旧経営陣等の責任を追及する訴えを提起することの是非及び被告とすべき者の範囲

#### (1) 旧経営陣に対する責任追及の要件

ライブドアの役員等については、当該役員等が故意又は過失により法令に違反する行為（善管注意義務違反を含む。）をなし、ライブドアに損害を与えた場合、損害賠償責任の追及を行うこととなる。

ライブドアの子会社の役員等については、①ライブドアに対して与えた損害賠償責任をライブドアが追求することと②役員等に就任している当該ライブドアの子会社に対して与えた損害賠償責任を当該ライブドアの子会社が追求することが考えられるが、企業再編等の可能性を考慮すると、①が適切と考えられる。そして、①については、当該役員等が悪意又は重過失による任務懈怠によりライブドアに損害を与えた場合、損害賠償責任の追及を行うこととなる。

## (2) 訴追されている旧経営陣等の行為当時の役職

訴追されている旧経営陣等の行為当時の役職は以下のとおりである（敬称略）。

堀江貴文：ライブドア及びライブドアファイナンス代表取締役社長、ライブドアマーケティング取締役  
宮内亮治：ライブドア及びライブドアファイナンス取締役  
岡本文人：平成15年3月～ EX マーケティング取締役  
平成15年12月～ ライブドア及びライブドアファイナンス取締役  
中村長也：ライブドアファイナンス取締役  
熊谷史人：平成16年12月26日～ ライブドア取締役  
小林元：平成15年9月期までライブドアの監査を担当  
平成15年12月19日に港陽監査法人を脱退  
久野太辰：平成12年9月期からライブドアの監査を担当

## (3) 検討すべき論点

旧経営陣等は、①違法行為の認識を有した上で、直接的又は間接的に法令違反行為に関与した者、②違法行為の認識を有せずに決裁等を通じて直接的に法令違反行為に関与した者、③違法性の認識を有せずに、かつ、直接的な法令違反行為を行っていない者に分類されると考えられる。

このうち、①については、問題なく責任追求が可能である。しかし、②については、法令違反行為を行ったことについて無過失である場合には責任追及ができない。また、③については、監視義務の懈怠がない場合又は監視義務を懈怠したことに過失がない場合には責任追及をすることができない。

したがって、(a)各旧経営陣等の上記①ないし③の分類、(b)②に分類される者の法令違反行為への関与についての過失の有無、(c)③に分類される者の監視義務の懈怠の有無、(d)③に分類される者の監視義務の懈怠に対する過失の有無が検討すべき論

点となる。

#### (4) 論点についての検討

現時点においては、各旧経営陣等が上記の①ないし③のいずれに分類されるかを判断するに足りる証拠を入手できていない。

また、いずれかに分類されるであろうことが推測される旧経営陣等についても、法令違反行為への関与についての過失の有無、監視義務の懈怠の有無、監視義務の懈怠に対する過失の有無を判断するに足りる証拠を入手できていない。

#### 第4 今後の調査・検討の見込み

本委員会は、今後も証拠資料の収集に努め、鋭意、委嘱事項につき調査・検討を進める予定である。なお、本件に関連する刑事事件記録の入手でき次第、出来るだけ速やかに最終的な報告を行う。

以 上